

# 広報しんち

2.20  
2014

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒 979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30  
☎ 0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@shinchi-town.jp

## 東日本大震災 新地町追悼式

町では、東日本大震災で亡くなられた方々を追悼し、ご遺族や町民の皆様とともに、町の復旧・復興への決意を誓うため、震災から3年の節目となる3月11日に追悼式を開催します。

日時 3月11日(火) 14時30分  
会場 新地町総合体育館  
次第

14時30分 開式  
14時40分 政府主催の追悼式を中継放映  
14時46分 黙祷

式辞・追悼の辞  
献花  
閉式

その他 無宗教・献花形式で執り行います。

◎問い合わせ 総務課 (☎②2111)



## 平成26年度～35年度 個人住民税 均等割額が 改正されます

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町県民税均等割に1,000円(町県民税分500円、県民税分

### 【改正税額 (均等割)】

	25年度まで	26～35年度まで
県民税 均等割額	2,000円 (うち森林環境税1,000円)	2,500円 (うち森林環境税1,000円)
町民税 均等割額	3,000円	3,500円
均等割額 合計	5,000円	6,000円

【適用期間】平成26年度～35年度までの10年間

**町県民税・所得税の申告を  
お願いします**  
平成26年度町県民税申告と平成25年分所得税の確定申告は、3月17日(月)までです。  
お忘れのないようお願いします。  
◎問い合わせ 税務課 (☎②2119)

500円)が加算されます。  
※福島県では、水源のかん養や県土の保全など、私たちの生活にさまざまな恵みをもたらす森林の公益的機能の重要性を踏まえ、県民全体で森林を守り育て、本県の豊かな自然環境や良好な生活環境を将来にわたって維持し、次の世代に引き継いでいくための財源として、平成18年4月から森林環境税が導入されています。  
◎問い合わせ 税務課 (☎②2119)

**被災高齢者  
共同住宅  
入居者募集**

町では、被災高齢者共同住宅の入居者を次のとおり募集します。

**所在地** 小川字ソリ畑8番地

**募集戸数** 1戸

**構造・部屋数** 木造平屋建 3K 1戸

**月額家賃等** 4,300円〜6,300円

(※月額家賃は収入に応じて決定します。)

**駐車場使用料**

月額1,500円

**入居資格** 平成23年3月11日に町内に居住しており東日本

大震災により被災した年齢65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方で住まいに

困窮している方

**申込方法** 町役場健康福祉課に用意してある入居申込書に必要事項を記入、関係書類を添付して提出して下さい。(申

込書類の返却はいたしません。)

**募集期間**

2月20日(木)〜3月7日(金)

**その他** 応募数が募集戸数を上回った場合は、選考の上、

決定します。

◎申し込み・問い合わせ

健康福祉課 (☎⑥2931)

**予備自衛官補募集**

防衛省・自衛隊では、次の

とおり予備自衛官補を募集します。

**【予備自衛官補(一般)】**

**募集人員**

東北方面隊管内約100名

**応募資格**(平成26年7月1日現在

18歳以上34歳未満(男女)

**【予備自衛官補(技能)】**

**募集人員**

東北方面隊管内約20名

**応募資格**(平成26年7月1日現在

18歳以上で国家免許資格等をも

有する者

技能に応じ53歳〜55歳未満

(男女)

**【共通事項】**

**受付期限** 4月2日(水)まで

**試験期日** 4月11日(金)〜15日

(火)のうち、いずれか1日を指定

**合格発表** 5月16日(金)

**受験会場**

受付時にお知らせします

◎申し込み・問い合わせ

自衛隊福島地方協力本部

相双地域事務所

(☎③4712)

**心配ごと相談**

3月10日(月)・20日(木)10時〜15時 保健センター

**行政相談**

3月10日(月) 10時〜15時 保健センター

**人権相談**

3月10日(月) 10時〜15時 保健センター

**交通事故相談**

3月3日(月) 9時〜17時 役場101相談室

**無料法律相談所**

町では、次のとおり弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。

**開設日(3月)**

①司法書士による相談 3月11日(火)

②弁護士による相談 3月18日(火)

**場所・時間** 役場101相談室 14時〜16時

**相談員** 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

福島県司法書士会所属司法書士

**相談内容** 被災者の生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部 (☎③4789)

福島県司法書士会 (☎024-534-7502)

町民課 (☎⑥2116)

**3月**

**休日在宅当番医**

2日(日) 羽根田医院  
(相馬市) ☎③2970

9日(日) 相馬中央病院  
(相馬市) ☎③6611

16日(日) 杉本医院  
(相馬市) ☎③3650

21日(金) あらき産婦人科クリニック  
(相馬市) ☎③0303

23日(日) ふなばし内科クリニック  
(相馬市) ☎③1500

30日(日) 桜ヶ丘さいとう整形外科  
(相馬市) ☎③1333

**診療時間** 9時〜16時

**休日在宅歯科当番医**

2日(日) 森岡歯科医院  
(原町区) ☎④0814

9日(日) 黒澤歯科医院  
(相馬市) ☎③1414

16日(日) 山田歯科医院  
(原町区) ☎③2709

21日(金) 斉藤歯科医院  
(相馬市) ☎③2625

23日(日) 荒川歯科医院  
(原町区) ☎③3428

30日(日) 西町歯科医院  
(鹿島区) ☎④5534

**診療時間** 9時〜16時